

## 広島市有償運送運営協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>広島市有償運送運営協議会規約</p> <p>(名称及び目的等)</p> <p>第1条 この協議会は、広島市有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)と称し、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議することを目的とする。</p> <p>2 協議会は、広島市が主宰する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の必要性に関すること。</p> <p>(2) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の登録(有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。)の申請内容に関すること。</p> <p>(3) 福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>の適正実施に関すること。</p> <p>(4) その他福祉有償運送及び<u>過疎地有償運送</u>に関し必要と認められる事項に関すること。</p> <p>第3条から第5条 (略)</p> <p>(開催)</p> <p>第6条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送又は<u>過疎地有償運送</u>の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請が予定されるとき。</p> <p>(2) 重大事故等、福祉有償運送又は<u>過疎地有償運送</u>実施上の問題が発生したとき。</p> <p>(3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除を行おうとするとき。</p> <p>(4) その他会長が必要と認めるとき。</p> <p>第7条から第9条 (略)</p> <p>附 則 この規約は、平成18年2月13日から施行する。</p>	<p>広島市有償運送運営協議会規約</p> <p>(名称及び目的等)</p> <p>第1条 この協議会は、広島市有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)と称し、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議することを目的とする。</p> <p>2 協議会は、広島市が主宰する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の必要性に関すること。</p> <p>(2) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の登録(有効期間の更新の登録及び変更登録を含む。)の申請内容に関すること。</p> <p>(3) 福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>の適正実施に関すること。</p> <p>(4) その他福祉有償運送及び<u>公共交通空白地有償運送</u>に関し必要と認められる事項に関すること。</p> <p>第3条から第5条 (改正前に同じ。)</p> <p>(開催)</p> <p>第6条 協議会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送又は<u>公共交通空白地有償運送</u>の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請が予定されるとき。</p> <p>(2) 重大事故等、福祉有償運送又は<u>公共交通空白地有償運送</u>実施上の問題が発生したとき。</p> <p>(3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除を行おうとするとき。</p> <p>(4) その他会長が必要と認めるとき。</p> <p>第7条から第9条 (改正前に同じ。)</p> <p>附 則 この規約は、平成18年2月13日から施行する。</p>

## 広島市有償運送運営協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後																												
<p>附 則 この規約は、平成19年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規約は、平成19年2月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、平成29年7月24日から施行する。</u></p>																												
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 999 408 1039">区 分</th> <th data-bbox="408 999 783 1039">団 体 ・ 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1039 408 1205">福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者</td> <td data-bbox="408 1039 783 1205">公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1205 408 1330">住民参加型在宅福祉サービスの実施団体</td> <td data-bbox="408 1205 783 1330">社会福祉法人広島市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1330 408 1456">福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体</td> <td data-bbox="408 1330 783 1456">特定非営利活動法人さわやかあ広島</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1456 408 1706">バス、タクシー等関係交通機関</td> <td data-bbox="408 1456 783 1706">公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1706 408 1872">バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体</td> <td data-bbox="408 1706 783 1872">全国交通運輸労働組合総連合広島県支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1872 408 2033">関係行政機関</td> <td data-bbox="408 1872 783 2033">国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 ・ 機 関	福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会	住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島	バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部	バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部	関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 999 1090 1039">区 分</th> <th data-bbox="1090 999 1465 1039">団 体 ・ 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1039 1090 1205">福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者</td> <td data-bbox="1090 1039 1465 1205">公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1205 1090 1330">住民参加型在宅福祉サービスの実施団体</td> <td data-bbox="1090 1205 1465 1330">社会福祉法人広島市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1330 1090 1456">福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体</td> <td data-bbox="1090 1330 1465 1456">特定非営利活動法人さわやかあ広島</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1456 1090 1706">バス、タクシー等関係交通機関</td> <td data-bbox="1090 1456 1465 1706">公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1706 1090 1872">バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体</td> <td data-bbox="1090 1706 1465 1872">全国交通運輸労働組合総連合広島県支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1872 1090 2033">関係行政機関</td> <td data-bbox="1090 1872 1465 2033">国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	団 体 ・ 機 関	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会	住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島	バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部	バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部	関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）
区 分	団 体 ・ 機 関																												
福祉有償運送及び過疎地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会																												
住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会																												
福祉有償運送及び過疎地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島																												
バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会中国支部																												
バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部																												
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）																												
区 分	団 体 ・ 機 関																												
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の利用者又は関係者	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 公益財団法人広島市老人クラブ連合会																												
住民参加型在宅福祉サービスの実施団体	社会福祉法人広島市社会福祉協議会																												
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の実施団体	特定非営利活動法人さわやかあ広島																												
バス、タクシー等関係交通機関	公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 株式会社全国介護タクシー協会広島支部																												
バス、タクシー等関係交通機関の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合総連合広島県支部																												
関係行政機関	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島市（健康福祉局及び道路交通局）																												